

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可



終連報甲綴

昭和二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一

第一復員局 史実調査部

1/9

原本史料

防衛研修所戦史室

昭和二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一

終連報甲綴

第一復員局 史実調査部



0001